

# ファイナンシャル通信

2026年

1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

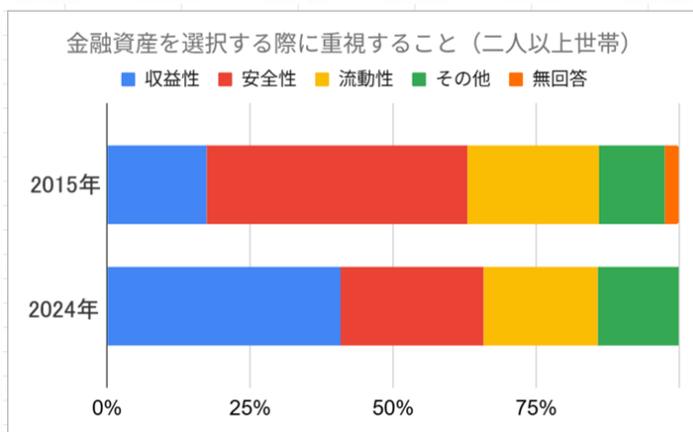
## 特集 投資家の意識は、安全性重視から収益性重視へ！

新年は今後の資産形成について考える良い機会です。そこで、世の中の投資家はどのような投資行動をとっているのか、確認してみましょう。

金融経済教育推進機構（J-FLEC）の「家計の金融行動に関する世論調査（2024年）」によると、投資家の商品選びに変化が見られます。従来、日本では金融商品を選ぶ際に「安全性重視」、つまり利回りは低くても元本割れしにくい商品が好まれてきました。しかし、直近の調査では「収益性重視」と回答した世帯が4割を超え、投資の意識転換が進んでいます。

この背景には、経済環境の変化が考えられます。日本はデフレから脱却し、インフレ経済へと変化。2023～2025年の消費者物価指数（生鮮食品を除く）は前年比2%後半～3%台と、

物価上昇が家計を直撃する一方、預貯金金利の上昇は限定的。もはや「元本保証＝安心」とは言えない状況です。こうした中、投資家はより高いリターンが期待できる商品へと目を向け始めているようです。資産を「守る」だけでなく、「育てる」という発想が、今後ますます重要になっていくのかもしれません。



## ? マネークイズのコーナー

消費税（10%）が課税されない「非課税取引」は、次のうちどれでしょうか？

1. 住居として借りる家賃の支払い
2. 電車やバスに乗る際の運賃の支払い
3. レストランでの食事の支払い

（答えは次面にあります！）

## 今月のお知らせ

貯金が出来ない方にきっかけを！ということで以前作成したこちら⇒のライブラリ

**【365日貯金シート】**を使って

緊急の家電買替に役立った！という嬉しいお声を頂きました!!

キャッシュレス時代で使う機会が減った小銭を少しずつ貯金箱に入れたそう。約7万弱ですが、いざという時は役に立つかも？こちらのシート、欲しい方はお声がけくださいね！



## コラム NISAが引き出せない!?家族が引き出すための新たな制度とは？

NISAや株式等で老後資金や介護費用を補おうと考えている方は多くいらっしゃいますが、認知症など本人による意思確認ができない場合は、その証券口座は基本凍結され引き出せなくなります。

「口座にお金はあるのに、医療費や施設費が払えない」など必要なときに使えない“凍結資産”を防ぐため、日本証券業協会は2025年2月より「**家族サポート証券口座**」という新しい仕組みを作りました。これは、**本人が元気なうちに配偶者や家族（兄弟姉妹やおい・めい）を代理人に指定し、公正証書で委任契約を結ぶことで家族が投資の取引をサポートできる仕組みです**。認知症などで判断力が衰えた場合も、代理人が証券会社に届け出ることで引き続き投資を続けられます。

従来の制度（任意後見や法定後見など）と比べて、買い付けも代理人ができるのが特徴で「長生きリスク」に備えるための新しい選択肢となります。

証券会社もこの仕組みを導入予定で2026年夏頃に普及しそうです。

いざという時に使えないことがないように制度を知っておくことと早めの話し合いをしておきましょう！

他の制度との比較

|              | 家族サポート証券口座      | 家族信託                   | 任意後見                    | 法定後見                  |
|--------------|-----------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 代理人・受託者      | 配偶者・子や孫         | 3親等内の親族など              | 本人が希望する者(親族など)          | 弁護士などが多い              |
| 公正証書         | 必要              |                        |                         | 裁判所での審判               |
| 管理・運用主体の変更時期 | 代理取引開始届の提出後     | 信託契約締結後                | 任意後見監督人の選任後             | 後見開始の審判               |
| 売却・換金        | 可能              |                        |                         |                       |
| 運用(買い付けも含む)  | 可能              |                        | 不可                      |                       |
| 手続きの費用※      | 数万円程度(公正証書作成費用) | 数十万円～(公正証書・信託契約書の作成費用) | 毎月数万円～(申立費用・任意後見人などの報酬) | 毎月数万円～(申立費用・後見人などの報酬) |

(注)日本証券業協会の資料を基に作成。※費用の金額は目安で、専門家への取材に基づく

日本経済新聞より引用

## A マネークイズの答え

答えは

### 1. 住居として借りる家賃の支払い

住居の家賃は非課税です。ただし、事務所や店舗など事業用の家賃は消費税の課税対象です。



## 編集後記

あけましておめでとうございます！  
スタッフの豊島です。皆様新年はどのように迎えましたか？私は年末から新年早々大雪との格闘でへとへとです(^\_^)；  
せめて身体だけはパワーつけようと以前頂いた高級焼肉を食べたら胃もたれした…  
赤身がいいお年頃が本格化してますが今年も元気に頑張ります!!(笑)



美味しかったけどやっぱり重いww

発行

住まいとお金の相談センター・生活工房Life (ライフ)

〒013-0046 秋田県横手市神明町4-23

お問い合わせは **0182-33-5560** まで!

ホームページはこちら



スマホのカメラで読み込んでね!

<http://www.lifeconsul.com>



代表：高橋 徹